

○長南町子ども医療費の助成に関する規則

平成15年2月19日

規則第2号

改正 平成16年12月28日規則第12号

平成18年7月25日規則第17号

平成19年2月19日規則第1号

平成20年12月1日規則第23号

平成21年3月24日規則第2号

平成22年4月1日規則第12号

平成22年11月30日規則第38号

平成24年7月9日規則第10号

平成25年3月29日規則第21号

平成25年11月1日規則第33号

平成26年10月28日規則第9号

(目的)

第1条 この規則は、子どもの医療に要する費用を負担する保護者に、当該費用の全部又は一部を助成することにより、子どもの保健対策の充実、保護者の経済的負担の軽減を図り、もって子どもの保健の向上及び子育て支援体制の充実に寄与することを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 子ども 15歳に達した日以後の最初の3月31日までの間にある者をいう。
- (2) 保護者 子どもの親権を行う者、後見人その他の者で子どもを現に監護する者をいう。
- (3) 医療保険各法 次に掲げる法律をいう。

- ア 健康保険法（大正 11 年法律第 70 号）
- イ 船員保険法（昭和 14 年法律第 73 号）
- ウ 私立学校教職員共済法（昭和 28 年法律第 245 号）
- エ 国家公務員共済組合法（昭和 33 年法律第 128 号）
- オ 国民健康保険法（昭和 33 年法律第 192 号）
- カ 地方公務員等共済組合法（昭和 37 年法律第 152 号）

(4) 保険給付 医療保険各法の規定による療養の給付、入院時食事療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、家族療養費、家族訪問看護療養費等及び高額療養費をいう。

(5) 一部負担金 医療費の額から医療保険各法の規定により給付される額を控除した額をいう。

(6) 自己負担金 国、県又は町が公費負担医療制度による給付決定をした場合、当該給付を受けた者又はその保護者がその負担能力に応じて負担しなければならない額をいう。

(7) 保険医療機関 医療保険各法に基づき指定された病院、診療所、薬局等をいう。

(助成対象者)

第 3 条 この規則に定める子ども医療費の助成を受けることができる者（以下「助成対象者」という。）は、次の各号のすべてに該当する子どもの保護者とする。

(1) 子どもが長南町に住所を有し、かつ、長南町の住民基本台帳に登録されている者

(2) 子どもが医療保険各法の規定により保険給付を受けることができる被保険者又は被扶養者であること。

(助成期間)

第 4 条 この規則に定める子どもの医療費にかかる助成を受けることができる期間は、原則として町長が申請書を受理した日から開始する。ただし、転入

者及び出生児については、転入日及び出生日から起算して1月以内に申請を行った場合は、助成期間の開始を転入日及び出生日に遡ることができる。

(優先関係)

第5条 子どもにかかる疾病又は負傷が、他の法令等による公費負担医療制度又は独立行政法人日本スポーツ振興センターによる災害給付制度の対象となるものである場合には、その制度を優先適用する。

(助成額)

第6条 医療費として助成する額は、次の各号に掲げる額とする。

(1) 助成対象者が保険医療機関で子どもにかかる保険給付を受けた場合は、その一部負担金に相当する額

(2) 助成対象者が子どもにかかる保険給付につき保険医療機関で一部負担金を負担した場合は、その一部負担金

(3) 国、県又は町が公費負担医療制度による給付決定をした場合においては、当該給付を受けた者又はその保護者が、その負担能力に応じて負担しなければならない自己負担金

2 前項の助成は、他の法令等により国又は地方公共団体による医療給付を受けた場合及び医療保険各法の規定に基づく規則定款等により附加給付金の支給があった場合は、当該助成額からその額を除くものとする。

(受給資格の登録申請)

第7条 この規則による子どもの医療にかかる助成を受けようとする者は、子ども医療費助成申請書(別記第1号様式)により受給資格の登録を町長に申請し、子ども医療費助成受給券(別記第2号様式)(以下「受給券」という。)の交付を受けなければならない。

2 前項の申請には、第2条第1項第3号に掲げる医療保険各法による被保険者証又は組合員証(以下「被保険者証等」という。)を町長に提示しなければならない。

(受給資格の登録事項)

第8条 前条の受給資格の登録事項は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 子どもの住所、氏名、性別、生年月日及び保護者名
 - (2) 子どもに係る被保険者証等の記載事項
 - (3) その他町長が必要と認める事項
- (受給券の交付)

第9条 町長は、助成対象者から子ども医療費助成申請書の提出があり、資格要件に該当する場合は、受給券を交付するものとする。また、町長は、審査の結果、不相当と認めた場合は、子ども医療費助成申請却下通知書（別記第3号様式）により当該申請者にその旨を通知するものとする。

- 2 助成対象者から受給券を添えて子ども医療費助成受給券変更申請書（別記第4号様式）の提出があった場合は、受給券を変更交付するものとする。
- 3 助成対象者から受給券の紛失又はき損若しくは汚損等の理由により子ども医療費助成受給券再交付申請書（別記第5号様式）の提出があった場合、受給券を再交付するものとする。
- 4 前項の申請の場合において、受給券をき損又は汚損したことによるときは、当該受給券を添付しなければならない。

(助成の方法)

第10条 町長は、助成対象者が保険医療機関において受給券と被保険者証等を提示した場合には、保険医療機関の請求に基づき、助成対象者に代わり助成すべき額を当該保険医療機関へ支払うものとする。

- 2 前項の規定による支払いがなされた時は、助成対象者に対し助成を行ったものとみなす。
- 3 助成対象者が保険医療機関において一部負担金を支払った場合で、医療費の助成を受けるためには、助成対象者は子ども医療費助成金交付申請書（別記第7号様式）に町長が発行した受給券及び保険医療機関が発行する医療費計算書（別記第8号様式）又は領収書を添えて町長に申請しなければならない。

4 前項の申請は、当該子どもが受けた医療に関する医療費を支払った日の翌日から起算して2年以内に行わなければならない。

(助成金の交付)

第11条 町長は、前条に基づき申請書を受理したときは、速やかにその内容を審査し、適正と認めたものについては子ども医療費給付決定通知書(別記第9号様式)により、給付を不相当と認めたものについては子ども医療費給付申請却下通知書(別記第10号様式)により、その旨を当該申請人に通知しなければならない。

(助成の制限)

第12条 第6条の規定にかかわらず子どもの保険給付について、その原因が第三者行為によって生じたものであり、かつ、その医療に要する費用の全部又は一部につき第三者から賠償等が行われるときは、その限りにおいて助成しないものとする。

(受給権の消滅)

第13条 受給券の交付を受けた者が、次の各号の一に該当することとなった日をもって、受給権は消滅する。

(1) 死亡したとき。

(2) 第3条に規定する助成対象者でなくなったとき。

(届出の義務)

第14条 助成対象者は、自己若しくは子どもについて、第8条の受給資格の登録内容に変更が生じた場合は、速やかに子ども医療費助成資格登録変更届(別記第4号様式)を町長に提出しなければならない。

2 助成対象者は、有効期間終了及び転出等の理由により受給資格を喪失した場合は、速やかに子ども医療費助成受給券返納届(別記第6号様式)と受給券を町長に提出しなければならない。

(助成金の返還)

第15条 町長は、偽りその他不正な行為により第6条に定める助成を受けた

者があるときは、その者から当該助成額の全部又は一部を返還させることができる。

(補則)

第16条 この規則に定めるもののほか、必要事項は町長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成15年4月1日から施行する。

(長南町乳幼児医療対策事業規則の廃止)

2 長南町乳幼児医療対策事業規則(昭和59年長南町規則第10号)は廃止する。

(経過措置)

3 この規則の施行の際、旧長南町乳幼児医療対策事業規則の規定に基づき、現に乳幼児が受けた医療及び現に入院していた者の医療については、その者が引き続き入院する間は、なお従前の例による。

附 則(平成16年12月28日規則第12号)

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則(平成18年7月25日規則第17号)

(施行期日)

1 この規則は、平成18年8月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行日の前日において入院していた者で施行日以後も引き続き入院し、かつ、その入院期間が7日未満の者の医療は改正後の規則の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則(平成19年2月19日規則第1号)

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則(平成20年12月1日規則第23号)

この規則は、平成20年12月1日から施行する。

附 則（平成 21 年 3 月 24 日規則第 2 号）

改正 平成 25 年 3 月 29 日規則第 21 号

（施行期日）

- 1 この規則は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

（適用除外）

- 2 第 11 条第 1 項に規定する高学年児及び生徒にかかる通院医療費の助成のうち、夜間における救急医療機関及び各医療機関における診療時間外にかかる一部負担金は、当分の間、助成の対象から除くものとする。

附 則（平成 22 年 4 月 1 日規則第 12 号）

この規則は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 22 年 11 月 30 日規則第 38 号）

この規則は、平成 22 年 12 月 1 日から施行する。

附 則（平成 24 年 7 月 9 日規則第 10 号）

この規則は、平成 24 年 7 月 9 日から施行する。

附 則（平成 25 年 3 月 29 日規則第 21 号）

この規則は、公布の日から施行し、平成 24 年 12 月 1 日から適用する。

附 則（平成 25 年 11 月 1 日規則第 33 号）

この規則は、公布の日から施行し、平成 25 年 8 月 1 日から適用する。

附 則（平成 26 年 10 月 28 日規則第 9 号）

この規則は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。